

平成28年第1回市議会定例会に付議する案件

条例制定案件	5件
条例改正案件	15件
単行案件	10件
補正予算案件	2件
予算案件	10件
人事案件	1件
計	43件

《条例制定案件・条例改正案件・単行案件》

(総務部)

〈条例制定案件〉

◆美唄市行政不服審査会条例制定の件

処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度について、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から、行政不服審査法関連三法(行政不服審査法(平成26年法律第68号)、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)、行政手続法の一部を改正する法律(平成26年法律第70号))が平成26年6月13日に公布され、行政不服審査法については、施行日を平成28年4月1日として処分に関与しない職員(審理員)による審理手続及び第三者機関への諮問手続が導入されることとなり、同法第81条の規定により本市における第三者機関である美唄市行政不服審査会の設置について、条例を制定するもの。また、附則において美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例(昭和31年条例第37号)の別表に美唄市行政不服審査会委員の報酬を追加する改正を行うもの。

〈条例の構成〉

第1条 趣旨
第2条 委員
第3条 会長
第4条 会議

第5条 会議の非公開
第6条 処務
第7条 守秘義務

※美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正
美唄市行政不服審査会委員 日額3,000円

●施行期日 平成28年4月1日

◆美唄市行政不服審査法関係手数料徴収条例制定の件

処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度について、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から、行

政不服審査法関連三法(行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 69 号)、行政手続法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 70 号))が平成 26 年 6 月 13 日に公布されました。行政不服審査法については、施行日を平成 28 年 4 月 1 日とし、第 38 条において審査請求人等は、審理員等に対し提出された書類の閲覧だけではなく、当該書類の写しの交付を求めることができるようになり、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定されたことから、当該書類の写しの交付について手数料を徴収するため、条例を制定するもの。

＜条例の構成＞

第 1 条 趣旨

第 2 条 手数料の納付

第 3 条 手数料の免除

・手数料の額

第 4 条 準用

第 5 条 手数料の納入等

交付の方法	種別	金額
書面等を複写機により用紙に複写したものの交付	白黒	10 円
	カラー	50 円
電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付	白黒	10 円
	カラー	50 円

●施行期日 平成28年4月1日

◆行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度について、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から、行政不服審査法関連三法(行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号。以下「新行審査法」という。)、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 69 号。以下「整備法」という。)、行政手続法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 70 号))が平成 26 年 6 月 13 日に公布され、新行審査法は、処分に関する不服申立ての制度について、公正性や利便性の向上等を図る観点から、現行の行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)の全部改正に伴い、整備法については、新行審査法の施行に伴う所要の規定の整備が行われることから、関係条例においても整備を行うもの。

第1条 美唄市行政手続条例の一部改正

＜改正内容＞

- ・「異議申立て」及び「決定」を削る。(第3条関係)
- ・「ことのある」を削る。(第19条関係)

第2条 美唄市情報公開条例の一部改正

＜改正内容＞

- ・「不服申立て」を「審査請求」に改める。(目次、章名、第 20 条、第

23条、第28条関係)

- ・「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)」に改める。(第20条関係)
- ・「あるとき」の次に美唄市情報公開・個人情報保護審査会への諮問を要しないケースを追加する。(第20条関係)
- ・「決定又は」を削る。(第20条関係)
- ・審理員の指名の適用除外を規定するため1条を加える。(目次、第20条の2関係)
- ・「不服申立人」を「審査請求人」に改める。(第28条関係)

第3条 美唄市個人情報保護条例の一部改正

＜改正内容＞

- ・「不服申立て」を「審査請求」に改める。(第24条関係)
- ・「あるとき」の次に美唄市情報公開・個人情報保護審査会への諮問を要しないケースを追加する。(第24条関係)
- ・「決定又は」を削る。(第24条関係)
- ・審理員の指名の適用除外を規定するため1条を加える。(目次、第24条の2関係)

第4条 美唄市固定資産評価審査委員会条例の一部改正

＜改正内容＞

- ・「住所」の次に「又は居所」を加える。(第4条関係)
- ・第4条第2項に第2号として審査申出書の記載事項を追加する。(第4条関係)
- ・「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改める。(第4条関係)
- ・第4条に第6項として審査申出人の届出事由を追加する。(第4条関係)
- ・第6条第2項ただし書を削り、同条第2項として弁明書の提出について、同条第5項として反論書の取扱いについてそれぞれ1項を加える。(第6条関係)
- ・手数料に関する規定を追加するため1条を加える(第10条関係)

●施行期日 平成28年4月1日

※改正前後の美唄市固定資産評価審査委員会条例の適用関係について規定する。

◆美唄市職員の退職管理に関する条例制定の件

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)による地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正において、地方公務員の退職管理の適正を確保するため、退職管理に関する規定が新たに設けられたことから、退職管理の円滑な実施を図るため、新たに条例を制定するもの。

＜条例の構成＞

第1条 趣旨

第2条 再就職者による依頼等の規制

第3条 任命権者への届出

＜条例の内容＞

①国の部長・課長相当職に就いていた再就職者に対する働きかけ規制

営利企業等に再就職した元職員のうち、離職した日の5年前の日より前に国の部長・課長相当職に就いていた者は、当該職に就いていた時に在籍していた執行機関の組織等の職員に対し、契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないことを定める。

②再就職情報の届出

管理又は監督の地位にある職員であった者は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられた者となった場合等を除き、再就職情報を届け出なければならないことを定める。

●施行期日 平成28年4月1日

◆地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、条文中の引用条項の変更及び人事評価制度の導入等に伴う改正をするほか、条文の整備のため所要の改正を行うもの。また、行政不服審査法の施行に伴う所要の改正を併せて行うもの。

第1条 美唄市職員の分限及び懲戒に関する条例

＜改正内容＞

- ・「勤務評定書又はその他の勤務成績を評定するに足ると認められる客観的事実に基き、勤務実績の不足な」を「人事評価又は勤務の状況を示す事実を証する書類等により、勤務実績がよくない」に改める。（第4条関係）
- ・その他、条文の整備のため所要の改正を行う。

第2条 美唄市立幼稚園職員の給与及び旅費額並びに支給方法に関する条例

＜改正内容＞

- ・第1項中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改め、第2項を削る。（第2条関係）

第3条 美唄市学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

＜改正内容＞

- ・「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。（第1条関係）

第4条 美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

<改正内容>

- ・「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。（第1条関係）

第5条 美唄市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

<改正内容>

- ・任命権者の報告事項に「職員の人事評価の状況」「職員の退職管理の状況」の項目を追加し、「勤務成績の評定」の項目を削る。（第3条関係）
- ・公平委員会の報告事項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。（第5条関係）

●施行期日 平成28年4月1日

<条例改正案件>

◆美唄市職員定数条例の一部改正の件

現行の定数条例は、平成20年度に見直しを行ったものであり、現在の職員数との乖離があることから、改正を行うもの。

<改正内容>

別表(第2条関係)

区 分		改正後定数	改正前定数
市長の事務 部局の職員	一般部局に属する職員(福祉事務所に属する職員51人を含む。)	人 244	人 254
	市立美唄病院に属する職員	99	130
	水道事業に属する職員	13	20
議会事務局の職員		5	5
選挙管理委員会事務局の職員		3	3
監査事務局の職員		4	4
農業委員会事務局の職員		5	5
教育委員会の職員		44	59
消防の職員		48	48
計		465	528

●施行期日 平成28年4月1日

◆美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件

平成27年の人事院勧告に基づき、一般職の給与条例改正が行われたことから、一般職の改正に準拠し、期末手当の改正を行うほか、平成21年度から7年間、財政健全化計画に基づき、給与の独自削減を実施してきたが、計画終了後においても引き続き、厳しい財政事情にあることを考慮し、特別職

の給与の新たな独自削減を行うため必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

(1) 人事院勧告に基づく改定

期末手当 年間 4.1 月→4.2 月 (0.1 月増)

(特別職：第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号関係)

区 分	改正前	改正後
6 月支給	1.975 月	2.025 月
12 月支給	2.125 月	2.175 月
計	4.1 月	4.2 月

(2) 独自削減 (附則改正)

給与削減期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

① 給料の削減 (特別職：附則第 26 項関係、教育長：附則第 12 項関係)

区 分	削減前支給割合	削減後支給割合	削減率
市 長	815,000 円	630,000 円	△22.7%
副市長	655,000 円	579,000 円	△11.6%
教育長	578,000 円	511,000 円	△11.6%

② 期末手当の削減 (特別職：附則第 27 項、教育長：附則第 13 項関係)

・支給月数の減 (下表のとおり)

・役職加算 加算なし (削減前：15%加算)

区 分	削減前支給割合	削減後支給割合	削減支給割合
6 月支給	2.025 月	1.93 月	△0.095 月
12 月支給	2.175 月	2.07 月	△0.105 月
計	4.2 月	4.0 月	△0.2 月

●施行期日 平成28年4月1日

◆美唄市給与条例等の一部改正の件

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、給与に関する条例に級別標準職務表を規定することとされたこと、また条文中の引用条項に変更があったことから必要な改正を行うほか、本市の財政状況が財政健全化計画終了後においても厳しい状況が続くと見込まれることから、新たな給与削減措置を実施するための改正を行うもの。また、行政不服審査法の施行に伴う所要の改正を併せて行うもの。

＜改正内容＞

【地方公務員法の一部改正関係】

●引用条項の改正

・「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。(第 1 条関係)

●級別標準職務表の規定に関する改正

- ・「市長の定める規則によるものとする」を「別表第 5、別表第 6、別表第 7 及び別表第 8 に定める級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務として規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」(第 6 条関係)
- ・級別標準職務表を別表 5 から別表 8 として新たに規定する。(第 6 条関係)

【行政不服審査法の改正関係】

●引用条項の改正

- ・「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 14 条又は第 45 条」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項本文」に改める。(第 36 条の 3 関係)

【給与独自削減に関する改正】

●給料の削減

- ・制定附則に削減後の給料表を規定する。(附則別表 7 から附則別表 9)
- ・独自削減の実施に関する条文を規定する。(制定附則第 49 項)

〈削減率〉

区 分	行政職給料表	医療職給料表(二)	医療職給料表(三)
7 級	△7.0%	△7.0%	—
6 級	△6.0%	△6.0%	△6.0%
5 級	△5.0%	△5.0%	△5.0%
4 級	△4.5%	△4.5%	△4.5%
3 級	△4.0%	△4.0%	△4.0%

※1 級及び 2 級については、給料の削減を行わない。

●手当の削減

- ・管理職手当 削減継続（改正の必要なし）
- ・役職加算 期末・勤勉とも加算なし（制定附則第 50 項）

●実施期間等

- ・平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。
- ・医療職給料表(一)を適用する職員は対象外とする。

●施行期日 平成28年4月1日

◆美唄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の件

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による年金たる保健給付(以下「労災年金」という。)と同一の事由により厚生年金保険法(昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という。)による年金たる給付が支給される場合に

労災年金に乗じる調整率が変更となったことに伴い、必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・傷病補償年金又は休業補償と同一の事由により、厚年法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を「0.86」から「0.88」に改める。

（附則第5条第1項及び第2項関係）

●施行期日 平成28年4月1日

※その他、この条例の施行に関し、必要な経過措置を置く。

◆美唄市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正の件

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の改正に伴う失効期限の延長により、新たに平成28年度から平成32年度までを計画期間とする美唄市過疎地域自立促進市町村計画を策定することから、美唄市過疎地域自立促進特別事業基金条例において、現行の計画名を引用している条文について必要な改正を行うもの

＜改正内容＞

- ・「美唄市過疎地域自立促進市町村計画（平成22年度～平成27年度）」を「美唄市過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～平成32年度）」に改める。（第1条関係）

●施行期日 平成28年4月1日

〈単行案件〉

◆美唄市過疎地域自立促進市町村計画策定の件

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の規定により、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする美唄市過疎地域自立促進市町村計画を策定するもの。

経営会議資料

◆財政調整基金の一部積立て停止の件

美唄市財政調整基金条例（昭和35年条例第13号）第2条ただし書の規定に基づき、財政事情により、毎年度地方交付税の算定に用いられる基準財政需要額の100分の1を下らない金額の積立てを停止する。

平成27年度基準財政需要額 × 1/100

8,321,794 千円 × 1/100 ≒ 83,218 千円

（市民部）

〈条例改正案件〉

◆美唄市税条例の一部改正の件

平成28年度与党税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取扱を見直す方針が示されたこと、行政不服審査法の全部改正、美唄市

財政健全化計画及び美唄市土地開発公社の解散に伴い、美唄市税条例について必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

(1) 災害等による期限延長について

行政不服審査法の全部改正において、不服申立ての手續が一元化されたことに伴う字句の整理。（第20条の2関係）

(2) 市民税の減免について

平成28年度与党税制改正大綱において、一部の手續における個人番号の利用の取扱を見直す方針が示されたことに伴う規定の改正。（第53条関係）

(3) 固定資産税の税率について

財政健全化計画策定時に増率した超過税率を健全化計画前の税率に変更。（第60条関係）

(4) 軽自動車の税率について

財政健全化計画策定時に増率した超過税率を健全化計画前の税率に変更。（第84条関係）

(5) 法第586条第2項第30号の土地について

美唄市土地開発公社の解散に伴う字句の整理。（第126条の2関係）

(6) 法第601条第1項の土地について

美唄市土地開発公社の解散に伴う規定の削除。（第126条の3関係）

(7) 特別土地保有税の減免について

平成28年度与党税制改正大綱において、一部の手續における個人番号の利用の取扱を見直す方針が示されたことに伴う規定の改正。（第134条の2の2関係）

●施行期日 一部を除き、平成28年4月1日

〈単行案件〉

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

1 管理を行わせようとする施設の名称

美唄市一般廃棄物最終処分場

美唄市生ごみ堆肥化施設

美唄市一般廃棄物ストックヤード

2 指定管理者となる団体の名称

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- 1 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市リサイクルセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

(保健福祉部)

〈条例改正案件〉

◆美唄市へき地保育所条例の一部改正の件

国の基準の改定により、へき地保育所保育料について必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・「所得税」を「市町村民税」に改める。(第5条第3項関係)
- ・保育料表別表第1中の3歳以上児のC4、C5、C6階層を24,100円に、3歳未満児のC6階層を50,740円に改める。(第5条関係)
- 施行期日 公布の日。ただし、保育料表別表第1については、平成28年4月1日から施行する。

◆美唄市介護保険条例の一部改正の件

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)の公布に伴い、介護保険法(平成9年法律第123号)の所要の整備等が行われ、条例中における法令の引用条項の規定を整備しようとするもの。

＜改正内容＞

- ・「第115条の47」を「第115条の49」に改める。(第24条の2関係)
- 施行期日 公布の日

◆美唄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正の件

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)の一部の施行に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、美唄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例における認知症対応型通所介護の基準について、地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議の設置等について規定する

所要の改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・ 指定認知症対応型通所介護の提供に当たって、事業者に係る運営の基準として、次の項目を追加する。
- (1) 運営推進会議を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける規定を追加。（第 78 条第 1 項）
- (2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する規定を追加。（第 78 条第 2 項）
- (3) 指定認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定認知症対応型通所介護の提供を行うよう努める規定を追加。（第 78 条第 5 項）

● 施行期日 平成28年4月1日

◆ 美唄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正の件

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)の一部の施行に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、美唄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例における指定介護予防認知症対応型通所介護の基準について、地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議の設置等について規定する所要の改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たって、事業者に係る運営の基準として、次の項目を追加する。
- (1) 運営推進会議を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける規定を追加。（第 39 条第 1 項）
- (2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する規定を追加。（第 39 条第 2 項）
- (3) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所

介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努める規定を追加。（第39条第5項）

●施行期日 平成28年4月1日

〈単行案件〉

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市南美唄福祉会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 |
| 3 | 指定の期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで |

（経 済 部）

〈単行案件〉

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|---|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄国設スキー場
美唄市体験交流施設
美唄市パークゴルフ場 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 |
| 3 | 指定の期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで |

（都市整備部）

〈単行案件〉

◆市道路線の廃止の件

北沼西9線について、国営農地再編整備事業に伴い、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により廃止するもの。

・廃止する路線

路 線 名	起 点	終 点
北沼西9線	字美唄1598番地地先 （市道西3号線交点）	字美唄1606番地地先

◆財産購入の件

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 購入する財産 | ロータリ除雪車 |
| 2 | 数 量 | 一台 |
| 3 | 購入金額 | 42,876,000円 |
| 4 | 購入先 | 札幌市手稲区曙5条5丁目1番10号
株式会社日本除雪機製作所
代表取締役 光 石 正 幸 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

(市立美唄病院)

〈条例改正案件〉

◆美唄市看護師等修学資金条例の一部改正の件

市立美唄病院では、近年必要看護師数を確保できない状況が続いており、持続可能な地域医療体制を確保する観点から、看護師の必要人員確保のため、修学資金貸与金額の改定等、必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・貸付対象から保健師を除外する（第1条関係）
- ・看護師等の修学資金貸与月額を、看護師等の区分に応じ、以下の別表のとおり貸与金額の改定。（第3条関係）。
- ・「保証人」を「連帯保証人」に改める（第5条関係）。
- ・その他、文言等の整理を行った。
- ・附則の次に別表を加える。（別表関係）

区分		貸与金額
(1) 助産師の資格取得のため学校等に修学するもの	当院に勤務する看護師の場合	月額 40,000 円
	上記以外の場合	月額 80,000 円
(2) 看護師の資格取得のため学校等に修学するもの	当院に勤務する准看護師の場合	月額 30,000 円
	上記以外の場合	月額 80,000 円
(3) 准看護師の資格取得のため学校等に修学するもの		月額 20,000 円

●施行期日 平成28年4月1日

(教育委員会)

〈条例改正案件〉

◆美唄市青少年育成基金条例の一部改正の件

美唄市青少年育成基金の活用について、ふるさと納税による寄附額の増加等に鑑み、その範囲を見直し、青少年の幅広い活動に対し支援を行うことができるよう条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

- ・「青少年健全育成事業資金に充てるため」を「本市の青少年健全育成並びに教育、文化及びスポーツ活動を支援するため」に改める。（第1条関係）
- ・「に規定する事業の財源に充てるために」を「の目的を達成するために、」に改める。（第6条第1項関係）

●施行期日 平成28年4月1日

◆アルテ ピアッツァ 美唄条例の一部改正の件

アルテピアッツァ美唄の美術館としての位置付けを明確にし、これまで行ってきた芸術文化の振興を基本に、さらに多様な交流を広げ質の高い文化の創造に寄与するため必要な改正を行うもの。また、附則において議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例(昭和39年条例第31号)及びアルテ ピアッツァ 美唄整備基金条例(平成17年条例第5号)についても必要な改正を行うもの。

<改正内容>

- ・名称の変更（題名、第1条、第2条関係）
「安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄」に改める。
- ・設置規定の改正（第1条関係）
美術館としての役割を基本として、設置の目的を整理する。
- ・事業内容の規定の新設（第3条関係）
改正前の第11条「使用の範囲」を美術館で行う事業として整理する。
- ・施設内容の規定（第4条関係）
美術館を構成する施設を定める。
- ・職員の追加（第5条関係）
配置する職員に学芸員を加える。
- ・施設の名称の変更（第9条、第13条、別表関係）
「工房」を「ミーティングルーム」に改める。
- ・使用料の見直し（別表関係）
施設の利用に係る費用を勘案し、使用料について見直す。

区 分		改正前	改正案
アートスペース		5,150円	7,120円
レクチャールーム		510円	540円
ミーティングルーム		510円	540円
市民ギャラリー		510円	710円
体験工房	専 用 使 用	510円	540円
	個 人 使 用	1人につき 100円	1人につき 100円

- ・ 関連条例の一部改正（附則関係）

「議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例」
施設名の変更

「アルテピアッツァ美唄整備基金条例」

施設名及び基金名の変更

● 施行期日 平成28年4月1日

使用料の改定については、平成28年7月1日

〈単行案件〉

◆ 指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|--|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市民会館
美唄市立公民館
美唄市立公民館拓北分館
美唄市立公民館桜井邸分館 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 |
| 3 | 指定の期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで |

◆ 指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|--|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市営野球場
美唄市営陸上競技場
サン・スポーツランド美唄 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 |
| 3 | 指定の期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで |

（消防本部）

〈条例改正案件〉

◆ 美唄市火災予防条例の一部改正の件

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成27年総務省令第93号）が公布され、近年、家庭用の新たな火気設備及び器具が流

通してきたことから、当該火気設備及び器具への対応を図るため、必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

・別表第3関係を次のとおり改正する

- (1) ガスグリル付こんろと同じ項にガスグリドル付こんろ追加する。
- (2) ドロップイン式という表現を組込型に改める。
- (3) 入力が5.8kw以下（1口当たりの最大入力値が3.3kw以下）の電磁誘導加熱式調理器を追加する。
- (4) 電気こんろ、電気レンジ電磁誘導加熱式調理器の各項を電気調理用機器の項に統合する。
- (5) 備考欄の体裁を整えるため、規定の表現を整理する。

●施行期日 平成28年4月1日

◆美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による年金たる保健給付（以下「労災年金」という。）と同一の事由により厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という。）による年金たる給付が支給される場合に労災年金に乗じる調整率が変更となったことに伴い、必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・傷病補償年金（第18条の2に規定する公務災害上の災害に係るものを除く）又は休業補償と同一の事由により、厚年法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を「0.86」から「0.88」に改める。（附則第5条第2項及び第5項関係）
- ・傷病補償年金（第18条の2に規定する公務災害上の災害に係るものに限る）厚年法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を「0.91」から「0.92」と、第1級又第2級の傷病等級に該当する障がいに係る傷病補償年金は「0.90」から「0.91」に改める。（附則第5条第2項関係）

●施行期日 平成28年4月1日

※その他、この条例の施行に関し、必要な経過措置を置く。

《補正予算案件》

（総務部）

◆平成27年度美唄市一般会計補正予算（第10号）

補正内容 経営会議資料

（都市整備部）

◆平成27年度水道事業会計補正予算（第1号）

補正内容 経営会議資料

《予算案件》

- ◆平成28年度美唄市一般会計予算
- ◆平成28年度美唄市民バス会計予算
- ◆平成28年度美唄市国民健康保険会計予算
- ◆平成28年度美唄市下水道会計予算
- ◆平成28年度美唄市介護保険会計予算
- ◆平成28年度美唄市介護サービス事業会計予算
- ◆平成28年度美唄市後期高齢者医療会計予算
- ◆平成28年度市立美唄病院事業会計予算
- ◆平成28年度美唄市水道事業会計予算
- ◆平成28年度美唄市工業用水道事業会計予算

《人事案件》

- ◆美唄市固定資産評価員選任の件

(市川 厚記 委員(前市民部長))

◎議員協議会案件

- ・美唄市人口ビジョン及び美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略について
- ・スポーツ健康都市宣言について

日程(予定)

2月19日(金)	経営会議	3月1日(火)	12日(土)
20日(土)		2日(水)	13日(日)
21日(日)		3日(木)	14日(月)
22日(月)		4日(金)	15日(火)
23日(火)		5日(土)	16日(水)
24日(水)		6日(日)	17日(木)
25日(木)		7日(月)	18日(金)
26日(金)		8日(火)	19日(土)
27日(土)		9日(水)	20日(日)
28日(日)		10日(木)	21日(月)
29日(月)		11日(金)	22日(火)

平成27年度 一般会計補正予算案 (第10号)

補 正 前 の 額			17,962,646			(千円)		
歳 出 補 正			歳 入 補 正					
款 項 目		事 業 名	見 積 額		見積額	財源区分	款 項 目 (節)	
2	総務費	基金積立金	6,202		6,202	諸 収 入	21 諸収入 4 雑入 3 雑入 (株ベル・カント清算金)	
7	基金造成費	補正内容 増額 (株)ベル・カントが、交流拠点施設の設置当初から管理・運営を担ってきたことから、分配金を交流拠点施設の施設整備に充てるため、交流拠点施設整備基金に積み立てるもの。	積 立 金	6,202				
1	基金造成費							
4	衛生費	ごみ広域処理焼却施設管理運営事業	7,510		7,510	一 般 財 源		
2	清掃費	補正内容 増額 平成27年度より、燃やせるごみを岩見沢市広域焼却施設にて処理しているが、構成市町(岩見沢市、月形町)のごみ量が計画より少なかったことから、本市の負担割合が増加したため、経費を増額補正するもの。	負担金補助及び交付金	7,510				
2	ごみ処理センター費							
6	農林費	農地中間管理事業受託等事務	700		700	道 支 出 金	16 道支出金 2 道補助金 5 農林費道補助金 (機構集積協力交付金)	
1	農業費	補正内容 増額 農地中間管理機構に農地を貸し付け、農業経営を転換又は離農した農業者に対して、国の経営転換協力金を交付するため経費を増額補正するもの。	負担金補助及び交付金	700				
4	農業振興費							
7	商工費	空知団地管理事業	3,195		3,195	財 産 収 入	17 財産収入 2 財産売払収入 1 不動産売払収入 (土地売払収入)	
1	商工費	補正内容 増額 平成25年度に独立行政法人中小企業基盤整備機構から取得し、分割償還しているが、平成27年度中に売却した収入について、繰上げ償還するもの。	公有財産購入費	3,195				
3	企業立地対策費							
14	諸支出金	水道会計支出金	22,051		22,051	一 般 財 源		
1	特別会計支出金	補正内容 増額 本年度決算において、22,051千円の資金不足が見込まれることから資金不足を解消するため、追加繰入を行うもの。	負担金補助及び交付金	22,051				
7	水道会計支出金							
補 正 額			39,658		39,658	700 道 支 出 金 3,195 財 産 収 入 6,202 諸 収 入 29,561 一 般 財 源		
					【一般財源の内訳】 普通交付税 2,748千円 繰 越 金 26,813千円			
補 正 後 の 額			18,002,304					

【繰越明許費】

追加

事業名	金額
食料供給基盤強化特別対策事業	5,300 千円

<追加理由>

当初歳入歳出予算に計上している「食料供給基盤強化特別対策事業」の一部が、平成27年度中に事業が完了できないため、繰越明許費の設定を行うもの。

【債務負担行為】

追加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
南 美 唄 福 祉 会 館 指 定 管 理 業 務	H28～H30	年度ごとの協定で定める額
リ サ イ ク ル セ ン タ ー 指 定 管 理 業 務	H28～H30	年度ごとの協定で定める額
最終処分場・生ごみ堆肥化施設等指定管理業務	H28～H30	年度ごとの協定で定める額
交 流 施 設 指 定 管 理 業 務	H28～H30	年度ごとの協定で定める額
公 民 館 ・ 市 民 会 館 指 定 管 理 業 務	H28～H30	年度ごとの協定で定める額
体 育 施 設 指 定 管 理 業 務	H28～H30	年度ごとの協定で定める額
桂 沢 水 道 企 業 団 支 出 金	H28～H32	181,100

<追加理由>

本定例会に提案している各施設指定管理者の指定に伴い、新たに債務負担行為を設定するもの。また、桂沢水道企業団に対し浄水場更新事業に伴う市の負担として出資するため、新たに債務負担行為を設定するもの。

事業名	水道事業	予算所属 都市整備部水道課
-----	------	------------------

事業の概要

<趣旨・目的>

水道事業の経営の安定化に向け、平成27年10月請求分から料金改定を実施し収益の増収を行い、経費削減に努めながら予算執行を実施してきましたが、本年度決算見込みにおいて、22,051千円の資金不足が見込まれることから、この資金不足を解消とするため、一般会計からの繰入れを受けようとするもの。また、給水収益が増額となったことによる、消費税の納付額に不足を生じるため増額とするもの。

<事業の実施体系と内容>

水道料金改定の実施により給水収益の増額を行うこととする。
一般会計からの繰入により、平成27年度末における資金不足を解消することとする。
給水収益の増収に伴い納付する消費税に不足を生じることから増額することとする。

(収益)			
給水収益	補正前	438,947千円	
	補正額	58,008千円	
	補正後	496,955千円	
他会計補助金	補正前	4,796千円	
	補正額	22,051千円	
	補正後	26,847千円	
(支出)			
消費税	補正前	12,720千円	
	補正額	6,592千円	
	補正後	19,312千円	

収益的収入

(補正前)

営業収益	給水収益
477,205千円	438,947千円



(補正後)

営業収益	給水収益
535,213千円	496,955千円(58,008千円増)

(補正前)

営業外収益	他会計補助金
44,482千円	4,796千円



(補正後)

営業外収益	他会計補助金
66,533千円	26,847千円(22,051千円増)

収益的支出

(補正前)

営業外費用	消費税
92,665千円	12,720千円



(補正後)

営業外費用	消費税
99,257千円	19,312千円(6,592千円増)